



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 15 80 1 2 3 4 5

始



## 法隆寺大鏡第四十六集挿圖解說

第一、金堂 金銅阿彌陀如來坐像

高二尺一寸  
座幅一尺六寸八分

第二、同 同像斜面

第三、同 同像背面

第四、同 同像正面

第五、同 同像光背正面

第六、同 同像光背背面刻銘

第七、同 同像小須彌座正面

第八、同 同像小須彌座背面

第九、同 同像小須彌座側面其一

第十、同 同像大須彌座

第十一、同 同像大須彌座

第十二、同 金銅觀世音菩薩立像

真長一尺八寸、垂高四寸四分  
座幅七寸一分

本像の造立に就きては、第六圖なる光背の造像銘に詳かなり、試に其文を錄すれば、

奉鑄頭

觀世音菩薩

阿彌陀如來

大勢至菩薩

右去承德季中白波入金堂侵佛像盜道具自余以降一百余歲寺僧等每

見頂坐之空殘屢悲端嚴像之永匿非啻一寺之舍悲事无四隣之傷意  
依斯勸進十方施主磨瑩三尊聖容于時寬喜三年三月八日  
前後開正統四年  
真水元季壬辰八月五日法印鑄大師塔圓之  
寺僧之身供養之  
仰願本師阿彌陀伏乞本願聖靈納受  
而面想志不空各各結緣然則斯惡脩善之道漸以滿足矣

貞永元年八月一日

大師進僧 観俊

大佛師法哲康勝

銅工平國友

とあり、初の阿彌陀三尊像は承徳年中盜難に罹りて本體を存せず、  
須彌座空しく残されて主無き有様を見るに忍びず、前權僧正範圓が  
寺務を執りし時、寛喜三年三月八日三尊佛の銘鑄に從事し、貞永元  
年八月權大僧都覺遍寺務の時、功成りて之を供養すとの意なり、法  
隆寺別當記範圓僧正世代の條にも、

寛喜三年辛卯三月八日金堂西壇阿彌陀佛奉鑄之但等身也同十四日  
脇士奉鑄之大勸進菩提山靜恩淨覺房并質了房觀俊法師

と載せ、銘文中には見えざるも、觀俊法師以外に菩提山靜恩淨覺房  
が大勸進として周旋せる由を知るべし、抑々當初の三尊佛は聖徳太子及其母君人皇后其妃高橋大郎女の本地に象どりて造れるものにして、同じ金堂安置の藥師如來及釋迦三尊と相並びて、甚深の由緒を有するものと知られたれば、盜難以後機を見て之を再興するに至れるなり、同寺の古記を案するに天平十九年の資財帳には藥師佛釋迦佛を收むるも、阿彌陀佛の名を錄せざれば、當時は前に云へる如き由緒の尊き阿彌陀三尊佛の存在せざりしを證すべく、其存置に就きても上宮太子御一族の入滅より、幾多の星霜を経て後に造立せら

本山承認中百人を受取る日自不以科

百人を受取る日

大安寺書院

同前

同前

九支<sup>ノ</sup>款半身

本山承認中百人を受取る日自不以科

其因

本山承認中百人を受取る日自不以科

二

るべき性質のものとも思はれざれば、天平賀財帳録の頃には後く  
れたりとも存在すべき筈なるに、其載録せられざるは其者の存在せ  
ざるが故なりと断言するの外なるべし、尙近時發見せられたる金堂  
日記に微すれば、現今阿彌陀三尊を安置する大須彌座即ち第十一圖  
に示せるものは、藤原時代の承暦比には金銅の少佛數體を奉安した  
りしと傳へ、法隆寺別當記には光背銘に録する如き承暦年中の盜難  
に關して何等の記載なきのみならず、承暦が前に云へる承暦以後の  
年紀なるに併せ考ふれば、承暦の時盜難に罹るべき等身の阿彌陀三  
尊を有せざりしを斷言すべく、從うて盜難事變さへも疑を挿むべき  
餘地を存する事となる、金堂に於ける盜難は別當記に據れば圓融天  
皇の天元五年より、寛喜三年本像造立の際に至るまで數度あり、其  
都度多少佛像の被害を蒙れども、西の間の阿彌陀如來と覺しきも  
の見當らず、承暦元年度には藥師脇士二體阿彌陀脇士一體盜み出さ  
れしが、間もなく復歸したりとの記事あり、阿彌陀三尊現存説を主張  
し得られざるにあらねど、他の藥師脇士と同じく金堂の一間に安置  
せらるべき程の大阿彌陀像即ち寛喜造像の地位に在つて其形を略こ  
うするものならぬば、是れあらば光背銘には承暦の  
故事を載せずして、間近き事變を特筆すべき筈なり、要するにこれ  
他の小阿彌陀の謂にして、大阿彌陀とは何等の關係なきものと見流  
して可なり、範囲權僧正寺務の時は、前集にも説ける如く本寺の再  
興事業の大に起り、建築に造像に舊態一新の機運に向へるを以て、  
本像造立の如き、最も重大の事業として企てられしなるべし、其因

山に至りては脣説なきにあらざれども、改めて發表するの機會に譲  
らむ、本像は斯の如く全然再興の意味を以て造られければ、其大さ  
形狀并に手法より上宮太子時代の造像法に準じ、或は東の間なる藥  
師如來を模範として作れるが如く、光背の制亦同如來のものを摹し  
たるに非ざるか、總て草木を前にして刻苦時代様を出さんと努めた  
れども、鎌倉時代には自ら其時代精神あり、殊に備中法印連慶の子  
として知られたる康勝が佛師として奉仕せし事なれば、父祖一流の  
技術に自らなる腕の冴えも加はりて、誰が目にも運慶一流の名作と  
より思はれざる寫實の妙味現はれ、微笑を含める面貌の床しさ、心  
なき葉をして欣求の感に堪へざらしむるものあり、鎌倉彫刻の精彩  
は人の知る如く運慶の自在に在りと雖も、其由りて来る所を尋ねれ  
ば、奈良朝時代の彫塑の術に負ふ所多きを否むべからず、彼が軟材  
料に自在の技を遺ししものは、やがて是に在りては硬材料となつて、  
現はれしとも謂つべく、強ちに突飛的なる現象にあらざると思はゞ、  
康勝が奈良朝以前の藝術を寫さんとせしも亦藝界の好話題にして、  
寫して遂に自家の本事を露出せるも亦益々興味ある話柄と稱すべし、  
康勝の名東寶記に見ゆるのみなるに、今や此造像銘に由りて、其名  
と作品とを確實に不朽にするを得たるは、獨り康勝の幸福のみなら  
ず、又我が彫塑史上に有力なる事實を與ふるものと感喜するに餘り  
あり、唯惜むらくは斯く迄に擬古様式ととりながら、定印の形式を  
とれるは餘りに其當世様に走れるものと云ふべく、寺務範圍を始め  
として智誠僧もありたらんに、此點に就いて考一考を客めるにや、  
此普通形式の採用はやがて其復古の意義にも多少の疑義を挿むこと

これよりせしにあらざるか。

錦として珍重せられしは其故なきにあらざるなり。  
第十七、御物 花喰鳥薙纈  
これまた奈良朝時代に行はれたる薙纈の一種なり、螺鈿工の出でし  
は之れよりせしにあらざるか。  
第十八、御物 古裂二種  
一は木目文様 一は丸に双鸞文様なり、二種共に太子時代の舶載に  
係れるものならむ。

ぬ事ながら遺憾の念に堪へざるなり、第十二圖より第十四圖に現はせる脇侍菩薩の觀世音も擬古式をとりながら、其新様を現はせること本尊より甚だしきものあり、頭飾と緒身の珠條とを撤すれば、全然これ康勝の技巧より出でしもの、其珠條にさへも穿ち過ぎたる寫實の巧に陥れるを見る、三尊安置の小須彌座は三尊と同時に成れるものにして、四面に極彩色に山水圖あり、純然たる當時の佛師畫風にして、何等擬古風を弃せず、其柱に刻せる文様は多少古様を變化して成功せるものなり、大須彌座に至りてはこれ本寺創立當初のものに屬し、他の藥師釋迦尊のと同一手に出でたり、其詳細は兩尊の

傳へて云ふ上宮太子勝懸經講讀の時、使用し給ひし御茵なりと、其質錦、世に太子間道と稱せらる、此種の錦繡は支那六朝時代盛に織成せられ、又西域よりの貢輸もあり、從うて轉じて我國にも舶載さるゝ事ともなれるなり、上宮太子の之を御使用せられしこと、殆ど疑ふべからざる事に屬す。

第十五 御物錦

傳へて云ふ上宮太子勝懸經講讀の時、使用し給ひし御茵なりと、其質錦、世に太子間道と稱せらる、此種の錦織は支那六朝時代盛に織成せられ、又西域よりの貢輸もあり、從うて轉じて我國にも舶載さるゝ事ともなれるなり、上宮太子の之を御使用せられしこと、殆ど疑ふべからざる事に屬す。

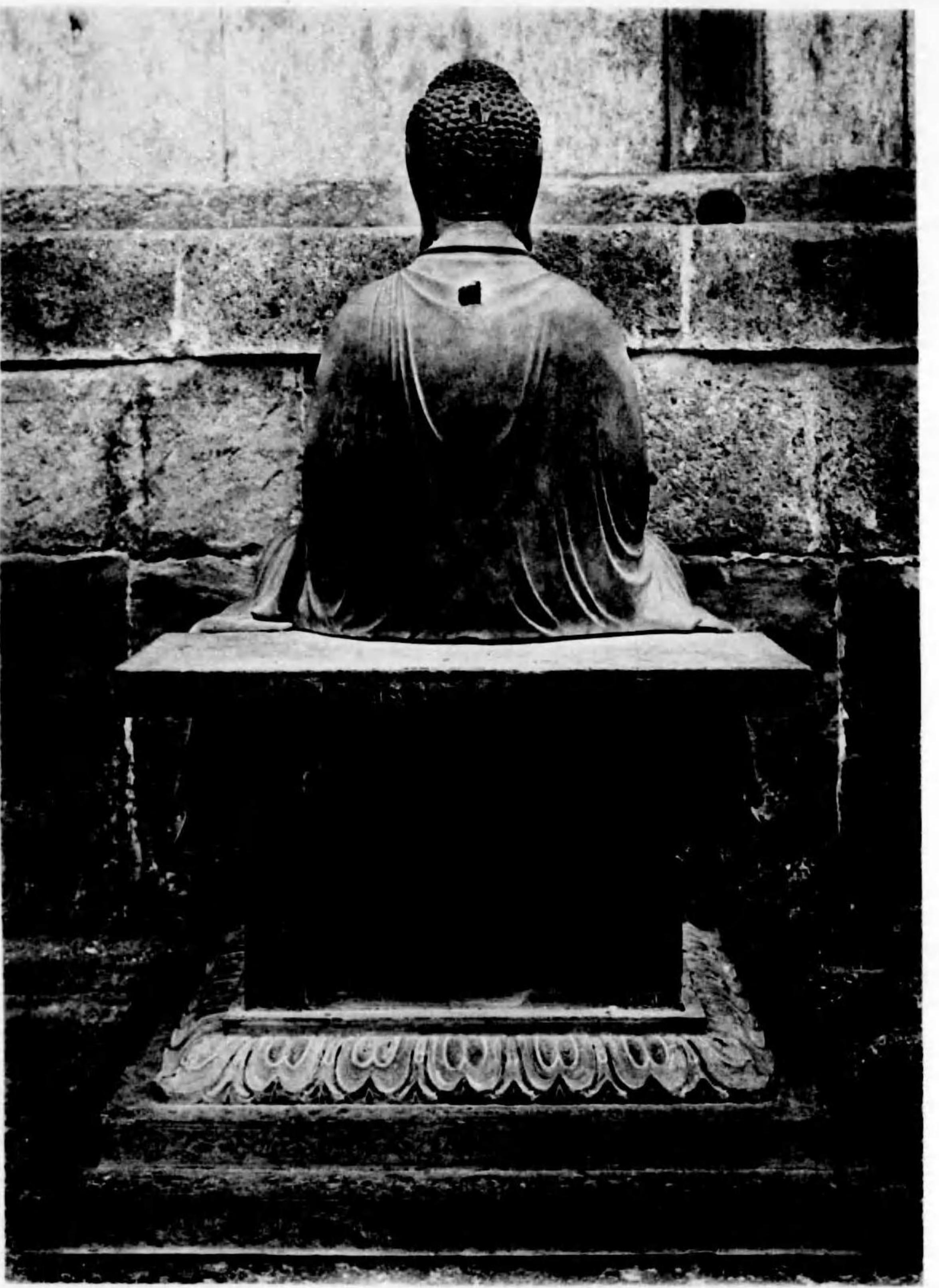


卷之三



普照寺坐像

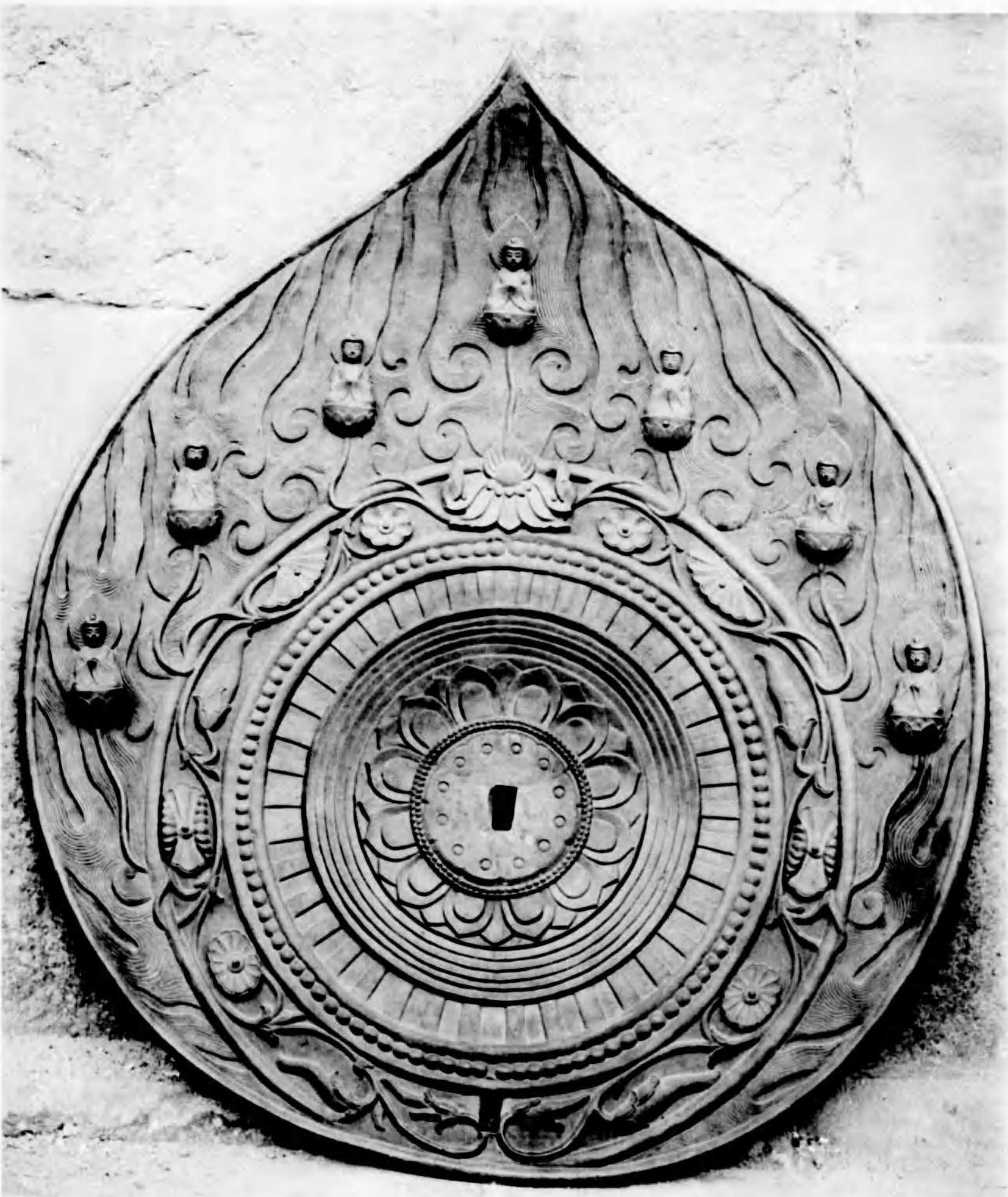
法華經疏



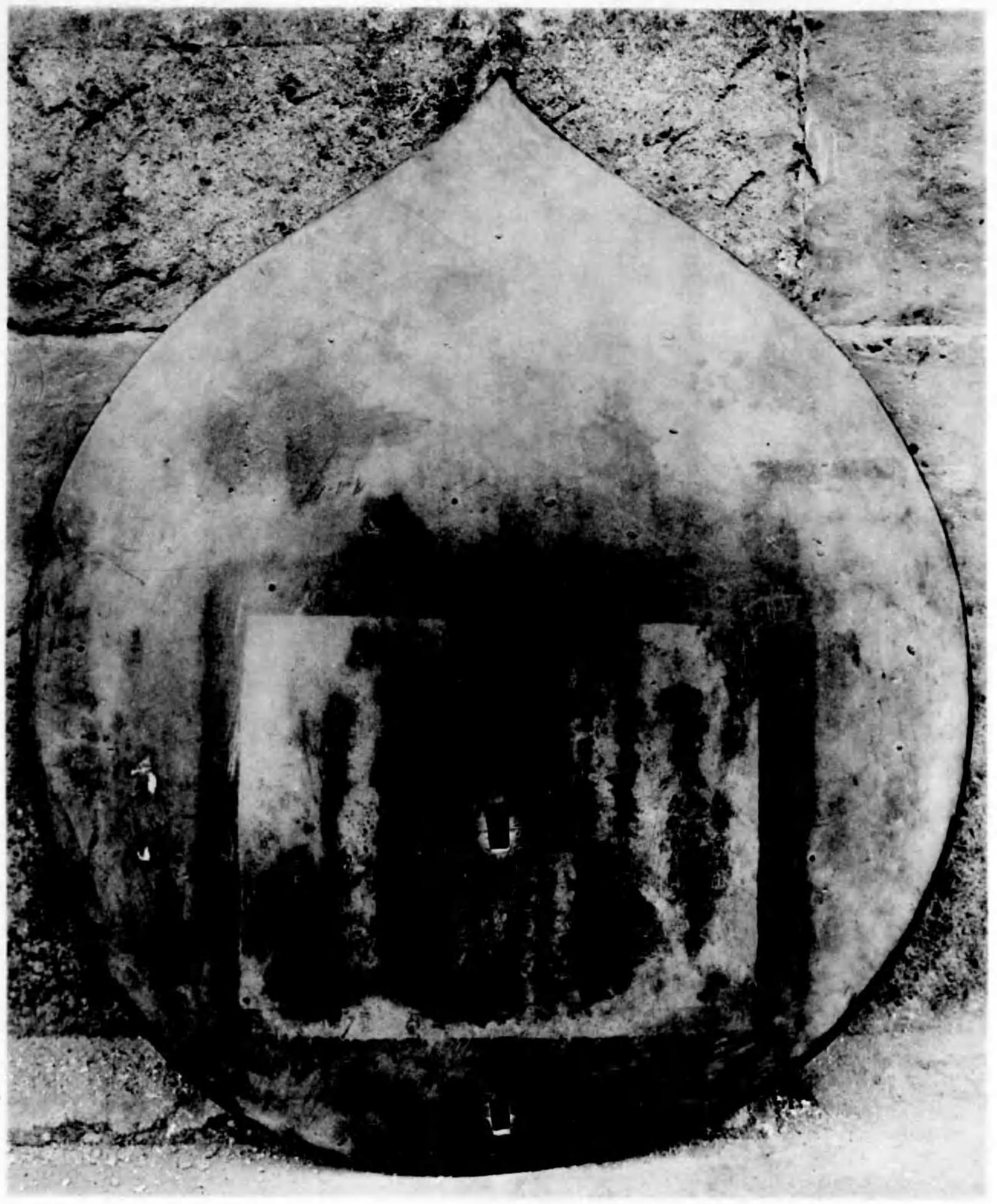
法華經疏



佛像



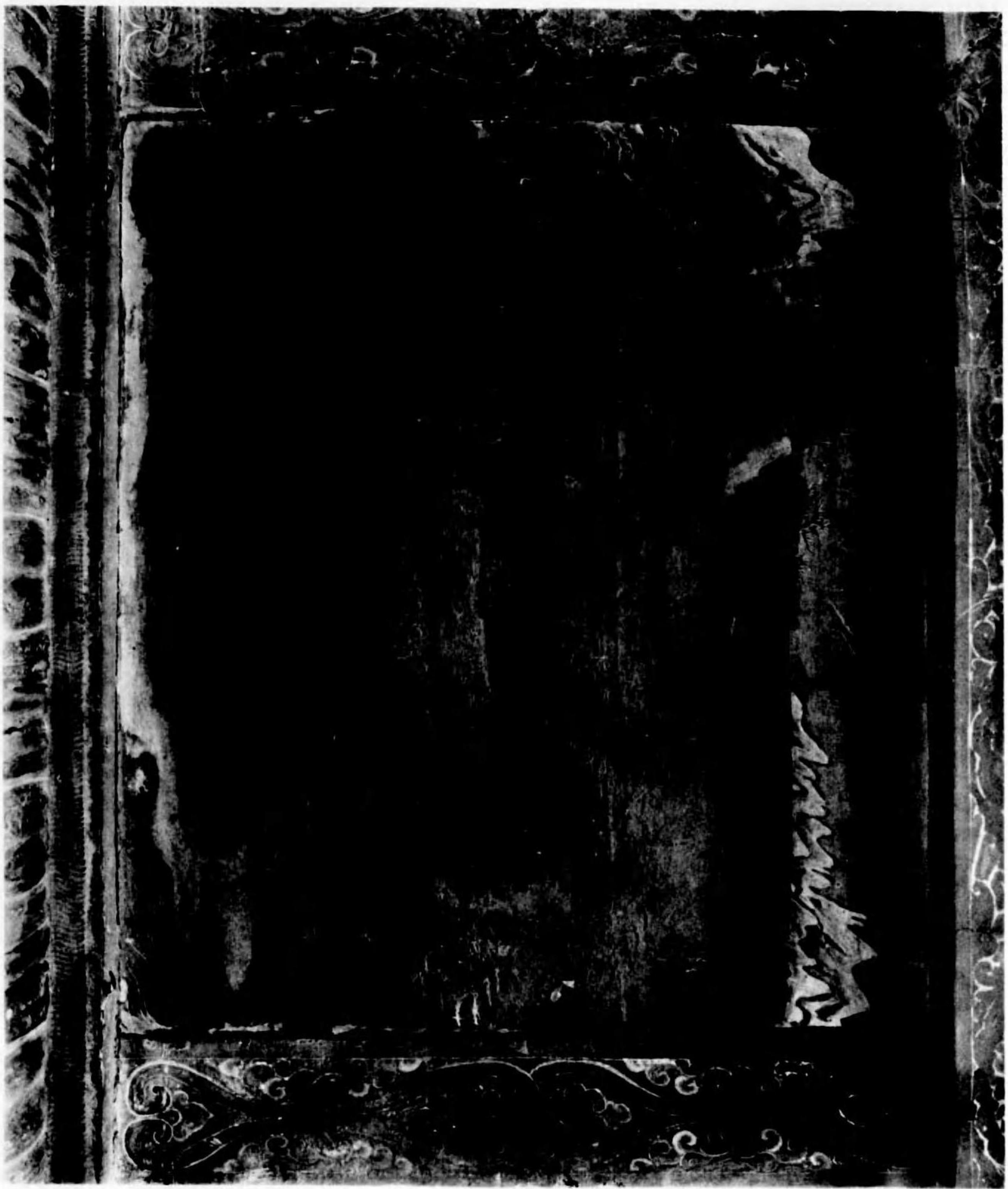
青羊寺水陆画册卷之三



西漢長安都邑圖印

西王母傳說小集序加隱韻阿蘇金 穎金





讀書



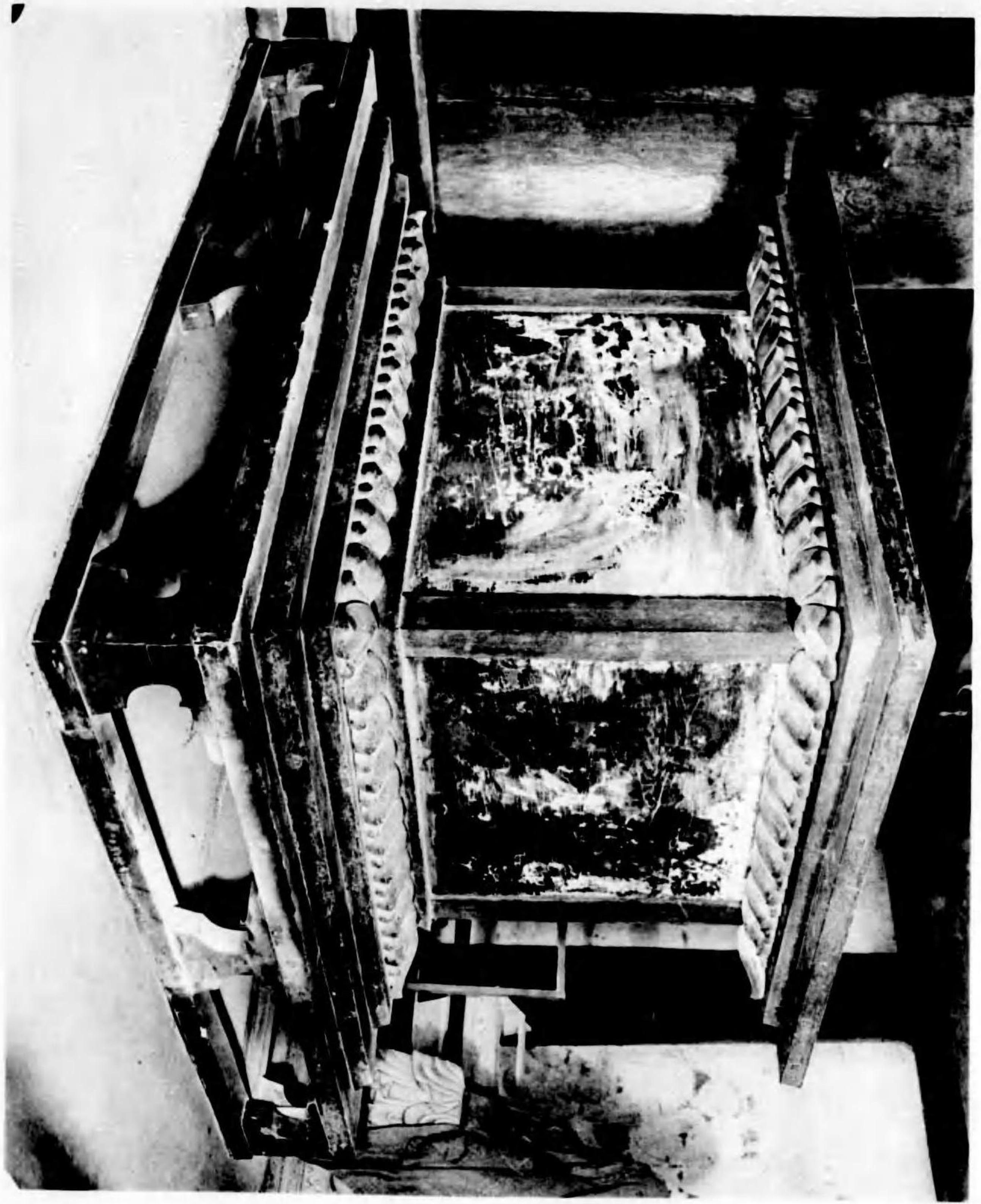
一九、舊物及圖說小集卷之尾題阿財之堂金



舊本此圖

卷之二十三

六、舊本此圖



萬葉大藏書



大英博物館藏  
英國博物館藏

白銅水如意輪觀音像  
白銅水如意輪觀音像



精鹽書畫

三行觀音菩薩金剛寶座塔



金剛薩埵立像  
金剛薩埵立像

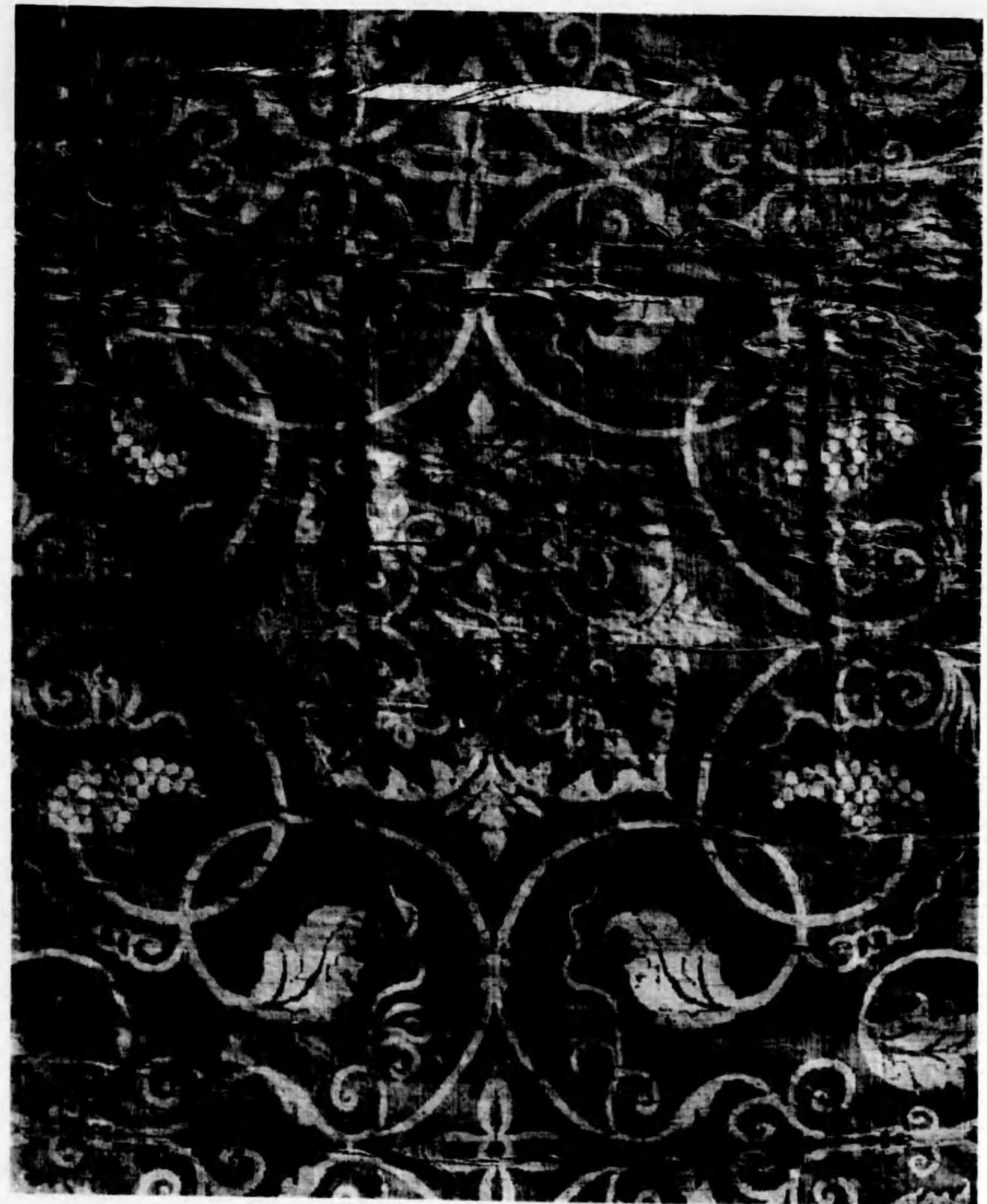
大英博物館藏



老舍

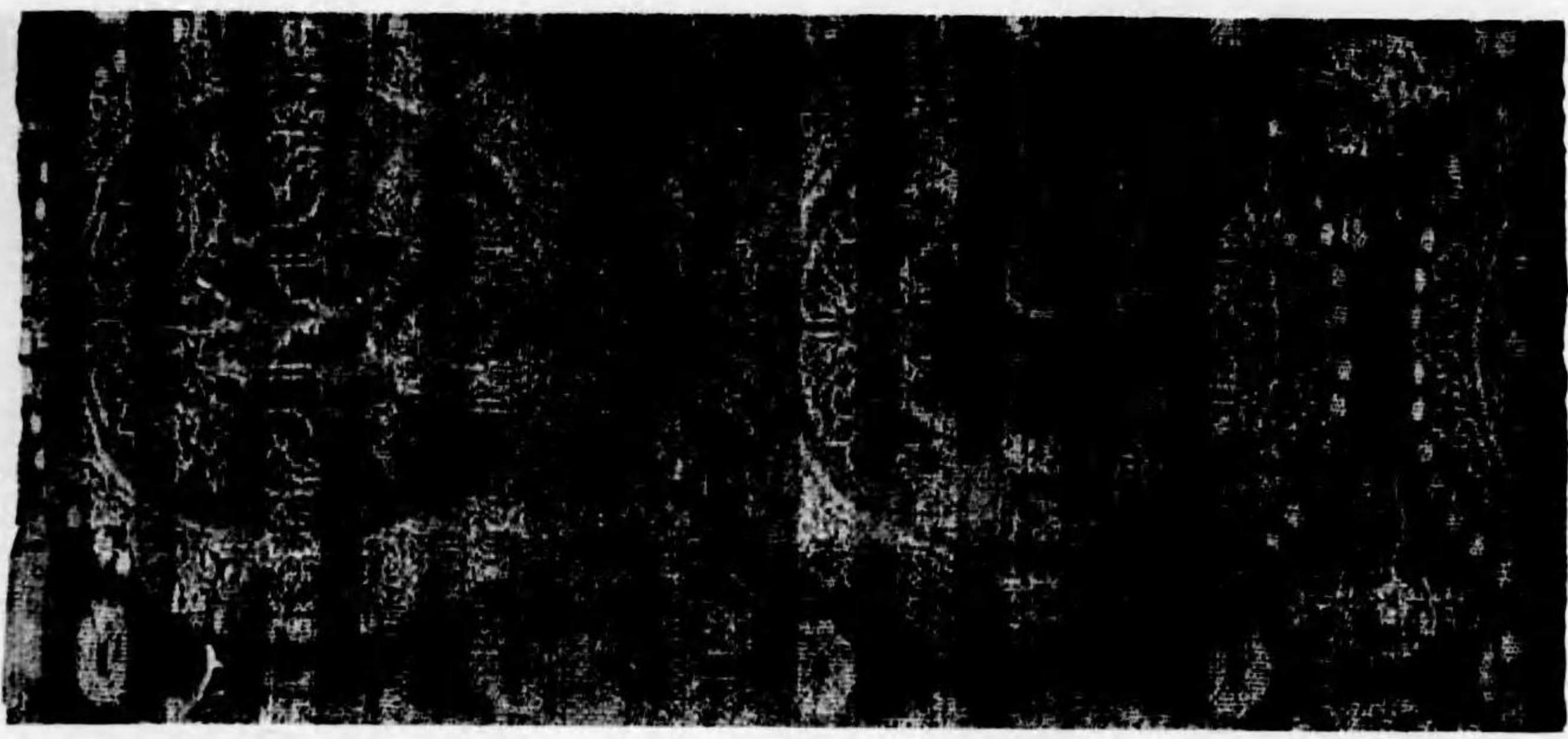
第四十六集

老舍





貢服



西漢

大正六年八月廿七日印刷

大正六年八月三十日發行

東京美術學校編輯  
大和國法隆寺藏版

發行者 東京市下谷區上根岸町百廿二番地  
印刷者 東京市下谷區中根岸町六十八番地  
印 刷 所 東京市下谷區中根岸町六十八番地

墨 彩 堂 白 石 村 治 助 之 勝 田 武

終